

# コミュニケーション中原 Communication Nakahara

中原自治会館：横浜市磯子区中原 3-6-24

中原自治会 QR コード➡

◇Tel・Fax：045(771) 9401

◇ホームページアドレス：<http://www.nakahara-jitikai.yokohama/>

コミュニケーション中原制作：中原自治会広報部



## あけましておめでとうございます

新型コロナウイルスが日本に入ってきて 4 年目を迎えました。これまでに 7 回の感染者数の拡大期がありました。現在は 8 回目ではないかといわれています。

このような中で、政府は感染対策がしっかりできており、ワクチン接種も進み、新型コロナウイルスの弱体化などの理由から、行動制限を求めないことにしています。今後は、ひとり一人が感染対策をしっかり行い、各自の判断での行動が求められるでしょう。

中原自治会も活動の制限を行ってきました。例年行ってきた夏祭りや餅つき大会等の行事は中止とし、子ども会行事や防災訓練などは縮小して行いました。

今年も新型コロナウイルス感染症の感染状況を見ながら中原自治会の活動を行っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

## 防災保温アルミシートを会員世帯に配布

今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により行事を中止あるいは縮小してきた関係で、予算執行に余裕が出ましたので、会員みなさんに保温アルミシートを全世界帯に配布することにしました。

この保温アルミシートは緊急時の気象変化や風雨から身を守る軽量緊急用のもので、冬の停電時に暖房器具が使えなくなった時に防寒用品として使うものです。また、アウトドア用品としても使えます。

金色の面を外側になると太陽光を吸収して保温します。銀色の面を外側になると外気を遮断し、体からの放熱を防ぎます。是非、防災用品と一緒に保管しておいてください。



配布は、2月5日（日）の評議員会後と、2月11日（土）、12日（日）の10:00～15:00を予定しています。評議員の皆様には、配布についてよろしくお願いいたします。

## I. 中原自治会よりの連絡・報告

### 1. 中原自治会費集金日

財務部より

1月、2月の自治会費の集金日は次の通りです。

当日は会員数の確認をさせていただきますので集金台帳をお持ちください。台帳をコピーさせていただきます。よろしくお願いいたします。

- (1) 1月の自治会費集金日  
1月22日(日) 10:00~12:00
- (2) 2月の自治会費集金日  
2月12日(日) 10:00~12:00



### 2. 焼き芋会報告

青少年部より

12月4日(日)、天候に恵まれる中、磯子消防団第五分団(中原)の協力をいただき、焼き芋会が中原公園で開催されました。今年は、磯子消防署よりガチャガチャをお借りして楽しんでいただきました。

参加者の感想文と会場の様子の写真を掲載します。

焼き芋、おやつをもらい、ガチャガチャができて、公園遊びもできたのでとても楽しかったです。

杉田小2年 里見颯太

やきいもを渡すお手伝いが出来て楽しかったです。ガチャガチャで消火器が当たってうれしかったです。

屏小1年 杉山瑛友

参加者みなさんが楽しそうにしてくださって、良かったです。焼き芋を焼いてくださった消防団のみなさん、朝早くからありがとうございました。

子供会役員 里見洋祐

(会長から一言・・・当日予定が入ってしまい、急遽父親がピンチヒッターとして運営に参加していただきました。今後は父親にも積極的に運営に携わってもらいたいと思います。)



焼き芋配布の様子



焼き芋作りの様子



消防団によるガチャガチャ

## Ⅱ. かがやきクラブ磯子中原睦和会 令和5年1月 行事予定表

定例会とグラウンドゴルフ、ラジオ体操の予定をお知らせします。

項目	場所	日	時
1 定例会	中原自治会館	26日(木)	11時から
2 グラウンドゴルフ	中原公園	毎週水曜日、金曜日	8:15~12:00
3 ラジオ体操	松の内公園	毎朝	6:30~

**中原自治会では、自治会活動にご協力いただける方を募集しています。また、市から委嘱される次の各種委員の募集も行います。ご関心のある方は理事会・評議員会時に役員まで申し出て下さい。**

### ～市から委嘱される各種委員～

現在、委嘱している次の各種委員の任期が令和5年3月31日をもって満了となるため、新たな委員の推薦について、依頼されました。新たな委嘱期間は、令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年間)です。

申し出方法：中原自治会役員に申し出ていただくか、氏名・連絡先・電話番号・希望の委員名を書いて自治会館ポストに投函してください。

申し出期限：2月5日です。

### 横浜市保健活動推進委員

- 1 保健活動推進委員とは  
保健活動推進委員は、地区単位や区単位で活動する地域の健康づくりの推進役で、行政の健康づくり施策のパートナーです。
- 2 保健活動推進委員の活動内容  
健康づくりを自ら実践するとともに、それを周囲の人に広め、地域全体で健康づくりに取り組んでいく活動を行っています。
- 3 推薦要件  
(1) 委嘱時(令和5年4月1日現在)に、78歳未満の方

### 横浜市スポーツ推進委員

- 1 スポーツ推進委員の役割  
スポーツ推進委員は、本市スポーツ行政の推進役として重要な役割を担います。また、特に活動の拠点を地域におき、地域住民と連携し地域に根差したスポーツ・レクリエーション振興事業を展開していく役割を担っています。

2 スポーツ推進委員の主な事業

- (1) 地区（または自治会・町内会）を単位としたスポーツ事業の企画・実施・支援
- (2) 市のスポーツ事業への参画並びに協力



3 推薦基準

- (1) 18 歳以上の横浜市在住の方
  - (2) 委嘱時(令和 5 年 4 月 1 日現在)に、新任の場合は原則 65 歳未満の方、再任の場合は原則 70 歳未満の方
- 

## 横浜市環境事業推進委員

1 環境事業推進委員

ヨコハマ<sup>スリム</sup>3R夢プランを進めていくうえで、大変重要な役割を担っていただいております。

2 環境事業推進委員の主な活動

- (1) 自治会・町内会と連携した、ごみ減量による脱温暖化に向けた 3R 行動の推進
- (2) 自治会・町内会と連携した地域の清潔保持
- (3) 環境事業に関する意見及び情報の提供等

3 推薦基準

- (1) 自治会・町内会等と緊密な連携をし、3R 行動の推進等の実践活動に積極的に取り組んでいただける方。ごみ集積場所において分別の実践・啓発活動ができる方
- 

## 横浜市消費生活推進員

1 消費生活推進員

消費者の主体的活動を推進し、市民の安全で快適な消費生活の推進を図ることを目的とする

2 消費生活推進員の主な活動

- (1) 消費生活に関する知識・情報の地域への普及啓発活動
- (2) 消費者と事業者の交流活動

3 推薦対象者

- (1) 20 歳以上で、「市民の安全で快適な消費生活の推進」の熱意のある方
-